

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
1	241	8～9	きく分けて、産業用ロボットと、<u>それ以外のサービスロボットの二種類</u>に区分することができる。 側注 3 ③ JIS B 0134 : 2015 では、 ロボットを「<u>二つ以上の軸についてプログラムにより動作し、ある程度の自律性をもち、環境内で動作して所期の作業を実行する運動機構</u>」と定めている。 表 6-2 自動制御され、再プログラム可能で、多目的なマニピュレータであり、<u>3 軸以上でプログラム可能で、1 か所に固定して又は移動機能をもって、産業自動化の用途に用いられるロボット。</u> <u>人または設備にとって有益な作業を実行するロボット。産業自動化の用途に用いるものを除く。</u>	きく分けて、産業用ロボット、<u>医用ロボット、サービスロボットの三種類</u>に区分することができる。 ③ JIS B 0134 : 2024 では、 ロボットを「プログラムによって動作し、ある程度の自律性をもち、移動、マニピュレーション又は位置決めを行う運動機構」と定めている。 自動制御され、再プログラム可能で、多目的なマニピュレータであり、<u>三軸以上でプログラム可能で、一定箇所または移動架台に固定され、産業自動化のアプリケーションに用いられるロボット。</u> <u>人または設備にとって有益なタスクを実行する、個人用または業務用のロボット。</u> 挿入 削除
2	241	10～11	産業用ロボットとサービスロボットを、JIS ^③規格では、表 6-2 のように定義している。	産業用ロボットとサービスロボットを、JIS ^③では、表 6-2 のように定義している。 削除

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
3	273	15～ 17	うになった。そのため、平成 25 年に規則が一部改正され、 <u>出力 80W 以下の産業用ロボットを導入する場合は、ロボットの周りの安全柵を設置する義務がなくなった。</u> これにより、ロボットと人が同じ空間で	うになった。そのため、平成 25 年に規則が一部改正され、 <u>ロボットが人に危険を与えないしくみを備えていれば、ロボットの周りの安全柵を設置する義務がなくなった。</u> これにより、 <u>より幅広い</u> ロボットと人が同じ空間で 挿入